

件名：ACT 政府発表：濃厚接触者（close contact）に対する隔離要件の変更（COVID-19 関連）

【ポイント】

●ACT 政府は、濃厚接触者（close contact）に対する隔離要件を12月31日（金）午前12時1分から変更する旨発表しました。

【本文】

1 ACT 政府は、濃厚接触者（close contact）に対する隔離要件を12月31日（金）午前12時1分から変更する旨発表しました。

<https://www.covid19.act.gov.au/news-articles/changes-to-quarantine-requirements-for-close-contacts>

2 発表によれば、ワクチン未接種の人を含む全ての濃厚接触者で現在隔離中の人は、隔離開始から6日目の検査で陰性の結果を受け取れば、7日目に隔離を終了することが出来ます。ただし、その後7日間は病院や高齢者介護施設を訪問することは出来ません。

3 12月23日以前に検査を受け陽性者と判断され、現在隔離中の人は、12月31日（金）午前12時1分を以て隔離を終了できます。

4 濃厚接触者に対する隔離要件は下記リンク先に掲載されておりますので、詳細をご確認ください（現時点で更新作業中となっております変更の詳細は記載されていません）。

<https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-healthy/quarantine-for-close-contacts>

5 新型コロナウイルスに関する ACT 政府発表の最新情報は、下記リンク先をご確認ください。

<https://www.covid19.act.gov.au/>

（メール発信者）

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話：02-6273-3244（代表）

FAX：02-6273-1848

メール：consular@cb.mofa.go.jp

大使館 HP：https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html